



国民年金からのお知らせ

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

所得税法の改正により、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した額を証明する書類の添付や提示が義務づけられました。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

証明内容は、1月1日から9月30日までの納付額と当年中に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付した人は、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

確定申告の際、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書または領収証書が必要となりますので、申告をするまで大切に保管してください。

お問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

0570(070)117

平成20年11月4日から

平成21年3月13日

平日 午前9時～午後5時

「ねんきん特別便」回答のお願い

3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた人は、年金記録にもれがある可能性が高い人です

まだ回答していない人は、至急回答してください。

年金記録が不明な人は「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話してください。結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。

年金受給者で4月から5月までの間に緑色の封筒が届いた人と、現役加入者で6月から10月までの間に同じく緑色の封筒が届いた人も、年金記録を確認してください

年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認してください。

「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ず回答してください。

【年金支給額が増えた例(A男さん75歳の場合)】

13カ月分の勤務期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給してきた年金として約53万円をまとめて

受け取れました。

まわりの人にも呼びかけてください

家族などで「ねんきん特別便」の回答がまだの場合は、至急回答してください。

お問い合わせ

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

0570(058)555

月～金曜日 午前9時～午後8時

第2土曜日 午前9時～午後5時

そのほかの受付日時は、社会保険庁ホームページをご覧ください。

・「IP電話・PHS」の場合

03(6700)1144

・電話以外の場合

社会保険事務所や県社会保険労務士会でも無料で相談を受け付けています。

社会保険庁ホームページ

<http://www.ssa.go.jp/>

善通寺社会保険事務所 国民年金課

0877(62)1660



一般用 62 4115
少年相談 62 4116

少年育成センターに4月から8月までに、市民や学校などから寄せられた情報は、声かけ(8件)、露出

(4件)、不審行動(4件)、痴漢(2件)、つきまとい(2件)、盗撮・無断撮影(2件)、その他(1件)でした。

こうした情報を学校や不審者メーリング登録会員の携帯電話やパソコンに配信し、注意を呼びかけています。

今後、更に多くの皆さんと情報を共有し、不審者等が活動しにくい環境づくりを進めたいと考えています。会員登録の方法は「広報みとよ10月号」をご覧ください。

また、少年補導の状況は、自転車の二人乗りなどの道路交通法違反(90件)、ノーヘルなどの校則違反39件(帰宅促し(13件)、喫煙(7件)などで、内訳は、小学生(11%)、中学生(39%)、高校生(50%)です。ささいなことでも慣れっことになって、規範意識の低下を招くことがないように声をかけていくことが大切です。地域の皆さん、こうした行為を目にしたら、声かけなどよろしくお願ひします。

少年相談コーナー

「心子救」

相談電話 62・1116

気軽に相談を!

